

## 募集等に係る株式等の配分に関する基本方針

制定：平成 18 年 7 月 1 日

最終改正：2020 年 3 月 16 日

藍澤証券株式会社

1. 当社は、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等の、お客様への配分等において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに就いて適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株式等の配分を行うに際して、当社は、あらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる要領に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分を心がけております。

### (1) 抽選による新規公開株の配分

新規公開株の主幹事証券会社より指定のある機関投資家以外のお客様（以下「個人等のお客様」といいます。）への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。抽選による配分は、次の要領で行います。なお、新規公開株には、新規公開による外国株信託受益証券（以下、「JDR」といいます）を含むものとします。

- ① 条件決定価格以上の需要申告をしていただいた個人等のお客様を対象に、当社システムにおいて、番号（乱数）を付し、その番号を対象に抽選を行います。
- ② 当社が配分する数量のうち、個人等のお客様への配分予定数量の 10%を当該抽選に付すことといたします。
- ③ 当選者よりキャンセルが発生した場合、抽選によらない配分の対象といたします。
- ④ 抽選は、次に掲げるような場合には、「その割合を引き下げる」と又は「抽選による配分を採用しない」若しくは「中止」することがございますので、あらかじめご了承ください。
  - イ ブックビルディングの需要が積みあがらない場合。
  - ロ 個人等のお客様の配分の申込み数量が当社における個人等のお客様への配分予定数量に満たない場合。
  - ハ 当社の個人等のお客様への配分予定数量の 10%が 5 単位に満たない場合。
  - ニ その他合理的な理由がある場合。

### (2) 抽選によらない新規公開株の配分

当社は個人等のお客様に対して、抽選によらない方法で新規公開株の配分を行います。その場合には、お客様のニーズを的確に把握した上で、次の項目を勘案し公正な配分を行うこととします。

- ① 新規公開株の長期投資意向

- ② 当社との取引状況
- ③ 今後の当社との取引拡大見込み
- ④ ブックビルディングへの適切な需要申告
- ⑤ 過去の配分実績においても、当該配分においても過度に集中した配分としない

### (3) 新規公開株以外の配分

既公開株等、株券以外の有価証券の営業部店における配分につきましては、お客様の購入希望や購入申込の内容等を確認し、適合性に留意しながら公正な配分を行います。

なお、募集または売出しの公表後価格決定日までの間に、公表された募集または売出しの有価証券と同一の銘柄を信用取引にて新規売りされた場合は、当該銘柄の配分を行いません。

4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、新規公開に際して行う株券の個人等のお客様への配分について、抽選による配分におけるお客様一人当たりの平均配分数量と抽選によらない配分におけるお客様一人当たりの平均配分数量との格差が原則 10 倍以内に留まる配分を行います。
5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなされたお客様の中から決定いたします。ただし、お客様から需要申告された数量が、当社の配分予定数量に満たない場合等は、ブックビルディングに需要申告やお申込をされていないお客様にも、当社とのお取引の状況を勘案し勧誘を行い、配分を行うことがあります。
6. 需要申告及び配分の申込みは、営業部店において受け付けいたします。また、ブルートレード口座をお持ちのお客様が配分対象となる事案においては当社ホームページ（※）でも受け付けいたします。
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、ブックビルディングの要領等は、営業部店においてお知らせいたします。ブルートレード口座をお持ちのお客様が配分対象となる事案においては、ブックビルディングの要領等は当社ホームページにおいてお知らせいたします。
8. 個別の事案において、6. までにお示した内容と異なる配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7. に併せてお知らせいたします。
9. 当社では、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、次に定める者への配分は行わないこととします。
  - ① 発行会社が指定する者（日本証券業協会の定める親引け禁止規定の適用除外となる者への販売を除く。）
  - ② 当社の役職員

- ③ 当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的不公平感を生じせしめる者
  - ④ 暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者
  - ⑤ 発行会社の人的関係会社、資本的関係会社及び特別利害関係者等
  - ⑥ 増資公表後、新株等の発行価格までの間に空売りを行った者
10. 当社は、同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その需要申告又は配分の申込みはお受けいたしません。
11. 以上のような配分に関する基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

※ 当社ホームページ : <http://www.aizawa.co.jp/>